



パート④⑤

子どもの健やかな成長を

児童手当制度

目的

児童手当とは、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

しくみ

・支給の対象

児童手当は、3歳未満児を養育している人に支給されます。ただし、前年（1月～5月までの月分については前々年）の所得が一定額以上の場合には支給されません。

・児童手当の額

- 第1子 5,000円（月額）
- 第2子 5,000円（月額）
- 第3子以降 10,000円（月額）

・児童手当の支給

児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月から支給が開始され、支給事由の消滅した月で終了します。

なお、原則として手当は、毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分までを支給します。

特例給付

所得制限により児童手当を受けられないサラリー

マンについては、その人の前年の所得が一定額未満の場合に限って特例給付（児童手当と同額）が支給されます。

申請

児童手当を受ける対象となった方は、次により手続きをしてください。

・申請に必要な書類

- 児童手当認定請求書：窓口を用意してあります。
- 年金加入証明書：申請者がサラリーマンの場合
- 児童手当用所得証明書：その年の1月1日に光町に住所がなかった人
- その他：印鑑と金融機関の口座番号など

届出

現況届	毎年6月に提出（全ての受給者）
消滅届	・他の市町村へ転出したとき ・年齢要件等により支給対象となる児童がいなくなったとき ・特例給付受給の方が退職したとき
額の改定届	・年齢要件等により、受給対象児童の数が減ったとき
額の改定請求書	・出生等により支給対象児童が増えたとき

問合せ 保健福祉課福祉係

☎(84)1211 内線1732

新しい 母子保健推進員を紹介

担当地区	氏名	電話
篠本1・2区	平山弘子	85-0861
篠本3区・新井	森春江	85-1118
宝米・二又	土屋和子	85-0327
芝崎・小田部・町住	鈴木雅子	85-1230
小川台・台・母子	鈴木玉枝	85-0833
傍示戸・富下・虫生	布施幸枝	85-1336
宮内・作間内・県住	向後まさ	84-2523
古屋・桑郷・西高野	大木千鶴子	84-2072

母子保健推進員は、妊婦さんや赤ちゃんのいるお宅を訪問し、健康で過ごしているか、また育児相談や、町の事業紹介などのために活動しています。

みなさんの地区の担当推進員さんは、次のとおりです。

担当地区	氏名	電話
橋場	平野君江	84-1924
橋場	原正子	84-0217
入谷中	林緑	84-1906
篠原・原方	鵜澤洋子	84-1522
辻・木戸	椎名とき枝	84-0376
長塚・五ノ神	秋葉和江	84-0411
尾垂5・6区	磯貝美智子	84-3698
白磯・関	実川和枝	84-0286

（敬称略）

6月1日(火)～30日(水)

◆シートベルト着用推進強化月間
◆暴走族取締り強化期間